



# 山形県公報

平成21年5月26日(火)  
第2045号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 ……(人 事 課) …647

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し ……(税 政 課) …648
- 救急病院等の告示 ……(健康福祉企画課) …649
- 肥料の登録の有効期間の更新 ……(エコ農業推進課) … 同
- 基本測量の実施の通知 ……(農村計画課) … 同
- 土地改良区の定款変更の認可 ……(庄内総合支庁農村計画課) … 同
- 県道の供用の開始 ……(庄内総合支庁建設総務課) …650
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧 ……(都市計画課) … 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立 ……651
- 政治団体の届出事項の異動 …… 同
- 政治団体の解散 …… 同
- 資金管理団体の指定 ……652
- 資金管理団体の届出事項の異動 …… 同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募 ……(置賜総合支庁建築課) … 同
- 同 ……(庄内総合支庁建築課) …655

## 規 則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第45号

#### 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成18年3月県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（警察本部長における補助執行）

第4条 知事は、別表第2に掲げる事務を警察本部長に補助執行させるものとする。

別表第12項中「平成18年法律第50号」を「平成18年法律第50号。以下「整備法」という。」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

| 補助執行させる事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする一般社団法人及び一般財団法人に係る認定法による次の事項</p> <p>(1) 別表第1第11項各号に規定する事項</p> <p>2 公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする一般社団法人及び一般財団法人に係る整備法による次の事項</p> <p>(1) 別表第1第12項各号に規定する事項</p> <p>(2) 第46条第2項の規定による解散の登記の嘱託に関すること。</p> <p>(3) 第67条第2項の規定による吸収合併契約の手続の承認に関すること。</p> <p>(4) 第69条の規定による合併の認可並びに合併後旧主務官庁が異なる場合における申請書の経由及び送付に関すること。</p> <p>(5) 第72条第2項の規定による合併存続特例民法法人の登記の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第92条の規定による最初の評議員の選任の認可に関すること。</p> <p>(7) 第94条第6項の規定による特例財団法人の定款の変更の認可に関すること。</p> <p>(8) 第96条の規定による措置命令、解散命令及び解散命令の要旨の官報掲載に関すること。</p> <p>(9) 第97条の規定による解散の登記の嘱託に関すること。</p> <p>(10) 第104条第2項の規定による移行認定に関する意見の陳述に関すること。</p> <p>(11) 第105条の規定による移行認定に関する通知の受理に関すること。</p> <p>(12) 第106条第2項（第121条第1項において準用する場合を含む。）の規定による移行の登記の届出の受理に関すること。</p> <p>(13) 第108条第2項の規定による行政庁への事務の引継ぎに関すること。</p> <p>(14) 第109条（第131条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による移行認定等の取消しに関する通知の受理及び登記の嘱託に関すること。</p> <p>(15) 第110条第2項（第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の嘱託に関すること。</p> <p>(16) 第120条の規定による移行認可に関する意見の陳述及び移行認可に関する通知の受理に関すること。</p> |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第534号

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日    |
|----------|--------|-----------------|------------|
| 株式会社大川商店 | 大川 一郎  | 鶴岡市錦町15番10号     | 平成21年3月31日 |

**山形県告示第535号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                       | 所 在 地           | 認 定 期 間                      |
|---------------------------|-----------------|------------------------------|
| 医療法人<br>篠田好生会<br>天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号    | 平成21年5月26日から<br>平成24年5月25日まで |
| 医療法人社団<br>小白川至誠堂病院        | 山形市東原町一丁目12番26号 | 平成21年7月1日から<br>平成24年6月30日まで  |

**山形県告示第536号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。  
平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号             | 肥 料 の 種 類            | 肥料の名称         | 保証成分量(%)                          | その他の規格 | 生 産 業 者      |                   | 有効期限           |
|------------------|----------------------|---------------|-----------------------------------|--------|--------------|-------------------|----------------|
|                  |                      |               |                                   |        | 名 称          | 住 所               |                |
| 山 形 県<br>第 442 号 | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 特選王将印脱<br>脂ぬか | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 2.3 |        | 三和油脂株式<br>会社 | 天童市一日町四<br>丁目1番2号 | 平成<br>27. 5.16 |

**山形県告示第537号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 基本測量を実施する地域  
山形市  
鶴岡市
- 基本測量を実施する期間  
平成21年6月1日から平成22年2月28日まで
- 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

**山形県告示第538号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称

西郷土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市下川字前田元15番地

3 認可年月日

平成21年 5月14日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年 5月26日から同年 6月 8日まで縦覧に供する。

平成21年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 板井川下山添線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市上山添字神明前372番から  
同 370番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 5月26日

山形県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第10号

平成13年 5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験から適用する。

平成21年 5月26日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

第一次試験受験者の筆記  
試験得点及び総合ランク  
並びに第二次試験受験者  
の総合ランク

を

- 1 総合ランク
- 2 第一次試験に係る筆記試験、実技試験及び集団討議の得点
- 3 第二次試験に係る模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点

に改める。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年5月26日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日           |
|---------------|--------|----------|--------------|-----------------|
| あったかい県政を支援する会 | 吉村美栄子  | 伊勢和正     | 山形市緑町四丁目3番9号 | 平成<br>21. 4. 28 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年5月26日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 異動事項       | 内 容         |             | 届出年月日           |
|---------------|------------|-------------|-------------|-----------------|
|               |            | 新           | 旧           |                 |
| さとう清後援会       | 会計責任者      | 柴崎 勇        | 斎藤 幸一       | 平成<br>21. 2. 17 |
| 二宮さとの後援会      | 代表者        | 高橋 博        | 遠藤 修一       | 同<br>3. 18      |
| 船山清一後援会「あおぞら」 | 会計責任者      | 船山 邦明       | 齊藤 昇        | 同<br>4. 1       |
| 山科朝則後援会       | 主たる事務所の所在地 | 新庄市下金沢町4-20 | 新庄市上金沢町5-44 | 同               |
| 守谷丹吾後援会       | 代表者        | 守谷 秀彦       | 山川 孝        | 同<br>4. 8       |

#### 山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年5月26日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|---------------|---------|--------------|
| 高橋一夫後援会       | 庄 司 君 男 | 平成20. 12. 20 |
| 東海林仁を支援する会    | 佐 藤 和 郎 | 平成20. 12. 31 |
| 村松まこと後援会      | 村 松 真   | 平成21. 2. 1   |
| あらい幸昭と赤湯みんなの会 | 歌 丸 力 夫 | 平成21. 3. 10  |

## 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成21年5月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称     | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日       |
|--------|-------|---------------|--------------|--------|-------------|
| 吉村美栄子  | 山形県知事 | あったかい県政を支援する会 | 山形市緑町四丁目3番9号 | 吉村美栄子  | 平成21. 4. 28 |

## 山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年5月26日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内 容         |             | 届出年月日      |
|-----------|---------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|
|           |         |           |            | 新           | 旧           |            |
| 山科朝則      | 山形県議会議員 | 山科朝則後援会   | 主たる事務所の所在地 | 新庄市下金沢町4-20 | 新庄市上金沢町5-44 | 平成21. 4. 1 |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地              | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷    | 摘 要                      |                                    |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10  | 3DK  | 74.0                          | 1          | 一般用 | 23,600                  | 27,200                             | 31,100                             | 35,100                             | 40,100                             | 46,300 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 中田第二ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>901-2     | 同    | 54.6                          | 1          | 同   | 13,200                  | 15,200                             | 17,400                             | 19,600                             | 22,400                             | 25,900 |                          |                                    |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通町八丁<br>目2-95    | 同    | 55.7                          | 1          | 同   | 14,300                  | 16,500                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,300                             | 28,000 |                          |                                    |
| 同 関口アパー<br>ート1号  | 南陽市宮内352<br>-3     | 2DK  | 57.2                          | 1          | 同   | 19,300                  | 22,300                             | 25,500                             | 28,800                             | 32,900                             | 38,000 |                          | 单身可                                |
| 同 桜木アパー<br>ート1号  | 同 三間通<br>1229-2    | 3DK  | 59.3                          | 1          | 同   | 16,000                  | 18,500                             | 21,100                             | 23,800                             | 27,200                             | 31,400 |                          |                                    |
| 同 糠野目第二<br>アパート  | 東置賜郡高島町<br>福沢南21-2 | 同    | 62.6                          | 1          | 同   | 17,300                  | 19,900                             | 22,800                             | 25,700                             | 29,400                             | 33,900 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年6月1日から同月5日まで（受付時間午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成21年6月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年8月上旬



公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地                      | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|-------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                   |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパ<br>ート2号    | 鶴岡市朝陽町6<br>-5            | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 14,500<br>円             | 16,800<br>円                        | 19,200<br>円                        | 21,600<br>円                        | 24,700<br>円 | 28,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 城南アパ<br>ート1号(B) | 同 城南町9<br>-34            | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 19,400                  | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000      | 38,100      |                                    |
| 同 鳥海アパ<br>ート1号(C) | 酒田市富士見町<br>三丁目2-118      | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,000                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,200                             | 39,100      | 45,100      |                                    |
| 同 余目アパ<br>ート(A)   | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 16,500                  | 19,100                             | 21,800                             | 24,600                             | 28,100      | 32,500      |                                    |
| 同 余目アパ<br>ート(B)   | 同                        | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 16,900                  | 19,600                             | 22,400                             | 25,200                             | 28,800      | 33,300      |                                    |
| 同 狩川アパ<br>ート      | 同 狩川字山居22                | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 12,900                  | 15,000                             | 17,100                             | 19,300                             | 22,100      | 25,500      |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年6月5日～同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は平成21年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター庄内事務所

## 5 入居の時期 平成21年8月1日

平成21年 5月26日印刷  
平成21年 5月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056